

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 890-8570

住所 かごしまけん かごしまし こうらいちょう  
鹿児島県 鹿児島市 高麗町 5-25

氏名 みなみにほんほうそう  
株式会社 南日本放送

なか むら こう じ  
代表取締役社長 中村 耕治

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
14	表の第二段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域振興」「地域情報の確保」</li> <li>● 「地域文化・地域社会への貢献」</li> <li>● 「既存ラジオのノウハウの活用」</li> </ul>	<p>「地方ブロック向デジタルラジオ放送」は、既存ラジオ放送と異なる新たなサービスとして位置づけられている。携帯端末向サービスであることを考えると、既存ラジオ放送事業者が長い間に培ってきたノウハウが活かされる部分が多い。防災、災害情報の提供、公共的役割を担ってきた実績など、既存ラジオ事業者が蓄積してきたノウハウが活かされるような放送メディアとしての制度設計を行っていただきたい。</p>
16	最終行	<p>こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」をたとえば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。</p>	<p>膨大な設備投資が必要となるハード事業者で、全国一律に具体的な数値が示されるのは利用者の負担増になりかねない。事業者の計画に委ねるべきである。</p>
26	12	<p>この点、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」については、それぞれ「全国で同一の放送番組」「各地方ブロック内で同一の放送番組」を前提として「全国」、「地方ブロックを放送対象地域とすることが考えられる。</p>	<p>地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念として「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」が謳われていることから、1つの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成が可能となるような柔軟な制度整備が望まれる。</p>
34	5  12	<p>イ サイマル放送の扱い (略)</p> <p>ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</p>	<p>既存の放送サービスは長年にわたって実績があり、ニーズに沿った地域情報や生活情報と、さらには災害放送などの公共的役割を担ってきている。聴取者の利益と公共的役割を考えれば、サイマル放送に関して特段の制約を設ける必要は無く、むしろサイマル放送自体必要であると言える。従って、「ただし」以下については削除すべきである。</p>

(余白)